

(別紙) ご意見の要旨と本市の考え方

No.	ご意見の要旨	本市の考え方															
1	<p>P1・9・10・14・16・17・20</p> <p>民間建築物の耐震改修だけではない。役所を丈夫なところにもっていくことが先決。</p>	<p>本計画は、地震による被害から市民の生命と財産を保護するために、市内の住宅・建築物について、耐震診断・耐震改修等を計画的・総合的に促進するための指針として定めており、各種取組を進めるものとしています。</p> <p>また本計画において、災害対策の指揮・情報伝達の中核拠点となる区役所や避難所に指定されている学校施設等、災害時に重要な役割を担う市設建築物を、災害対策施設等と位置づけ、計画的に耐震化を推進してきました。その結果、災害対策施設等の耐震化率は約99%となっています。令和7年度までに耐震化が完了しない残り8棟については、計画期間中の早期の完了をめざして、建替えや除却等による耐震化を引き続き着実に進めてまいります。</p>															
2	<p>P20</p> <p>耐震改修しなくても、除却し防災用地にはできる。</p>	<p>本市では、耐震化を促進するために一定の要件を満たす戸建住宅等について、耐震除却費（解体費）の補助を実施しています。</p>															
3	<p>P18</p> <p>今般の大阪市耐震改修促進計画（案）について、改定の趣旨に賛同いたします。</p> <p>その上で、上記該当箇所に関連する事項として、以下の点を本計画に盛り込んでいただくことを提案いたします。</p> <p>○「地震保険」の割引制度の周知</p> <p>政府と民間保険会社が共同で運営し公共性が高く被災後の生活の安定に資する「地震保険」には、以下のとおり建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があり、「地震保険」の割引制度を周知することで、耐震診断・耐震改修の促進につながるものと考えます。</p> <p><地震保険の割引制度> 財務省「地震保険制度の概要」抜粋 https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm</p> <table border="1" data-bbox="359 1318 1234 1717"> <thead> <tr> <th>割引制度</th> <th>割引の説明</th> <th>保険料の割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免震建築物割引</td> <td>対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>耐震等級割引</td> <td>対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合</td> <td>耐震等級1：50% 耐震等級2：30% 耐震等級3：10%</td> </tr> <tr> <td>耐震診断割引</td> <td>対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>建築年割引</td> <td>対象物件が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考> 日本損害保険協会「地震保険特設サイト」：https://www.jishin-hoken.jp/</p>	割引制度	割引の説明	保険料の割引率	免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%	耐震等級割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1：50% 耐震等級2：30% 耐震等級3：10%	耐震診断割引	対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%	建築年割引	対象物件が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%	<p>自然災害の備えや防災意識の向上に向け、関係機関と連携しながら、地震保険の割引制度の周知も含め必要な情報の充実に引き続き取り組んでまいります。</p>
割引制度	割引の説明	保険料の割引率															
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%															
耐震等級割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1：50% 耐震等級2：30% 耐震等級3：10%															
耐震診断割引	対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%															
建築年割引	対象物件が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%															